第明三治二十五種郵便物認可
△
○　○
1　平成26年8月18日　月曜日　官　報　（号外第183号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく特定計量証明事業管理者講習、独立行政法人都市再生機構、公認会計士法等の登録及び登録抹消、弁理士法第七十五条の二の規定による特定侵害訴訟代理業務の付記登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０８号
新潟市江南区所島２丁目６番39号
債務者　廣瀬　利雄
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１５号
新潟市東区有楽１丁目４番地６　パークアベニュー有楽105号
債務者　三浦　静子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１５号
岐阜県関市稲口937番地４
債務者　水谷　好巳
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１６号
岐阜県関市桜台４丁目８番６号
債務者　水谷　操代
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２４５号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町４丁目168番地
債務者　山田　新市
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５０号
岐阜市岩地１－８－13　ガーデン山内203号室、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町八剣北６丁目84番地の１　コーポ藤木201号室
債務者　玉田　利光
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５９号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目69番地プロパレス武庫川グランリーヴァ303号
債務者　阪口　　香
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６４号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目17番１－403号
債務者　松永　正春
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６３号
広島県東広島市西条町寺家7067番地２　メゾン・タカギＡ203号、申立時の住所広島県東広島市西条町寺家6392番地１　ハイツまきだやＡ101号
債務者　辛﨑　貴行
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４号
千葉県富里市十倉291番地384　白砂荘１号
債務者　小髙　美晴
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２２号
石川県野々市市新庄３丁目30番地
債務者　鶴野　　篤
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３９号
長野県茅野市宮川5456番地　小坂団地Ｂ棟520号
債務者　山崎　真弥
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　長野地方裁判所諏訪支部